

高知県（国公立）におけるいじめの重大事態の現状

「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」文部科学省

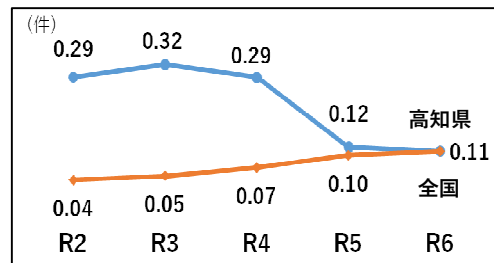
いじめの重大事態 発生件数

※件数：重大な被害が生じた疑いがあるとして、調査をした件数。
※（ ）内は、調査の結果、いじめが確認されなかった事案の数。

(単位：件)

	1号事案※	2号事案※	合計※	小学校	中学校	高等学校
R2	10	13	20(4)	4	10	6
R3	12	10	21(0)	9	8	4
R4	13	8	19(5)	8	9	2
R5	4	4	8(1)	3	5	0
R6	2	6	7(2)	3	2	2

いじめの重大事態 1,000人あたりの発生件数



※1号：いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

※2号：いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

※合計：1号・2号両方に該当する事案があるため、1号と2号の件数を合わせた件数が合計の件数とはならない。

これまでのいじめ防止に関する主な取組

- 「高知家」いじめ予防等プログラムを活用した校内研修の充実
 - ・いじめの基本的な理解について全ての県立・市町村立学校で実施
- 学校生活アンケートやきもちメーター活用によるいじめの早期把握
- SNS等を活用した相談体制の構築
 - ・LINEアプリによる相談窓口の開設
- ネットパトロールによる誹謗中傷の抑止、安心したネット利用
 - ・SNS上のいじめ等、AIを利用し不適切投稿の検索
- 高知県いじめ防止基本方針の改定
 - ・児童生徒が主体的にいじめについて考える取組の充実（いじめ防止強化月間、意見交換会）

R6年度の主なケース（重大事態に至っていないケースを含む）

※内容を一部変更して記載

【保護者からの訴えにより事案を把握したケース】

（この欄は図表や写真の掲載スペースとして空欄で提供されています）

【関係機関と連携したことで深刻な事態に至らなかったケース】

（この欄は図表や写真の掲載スペースとして空欄で提供されています）

重大事態の傾向から見えた成果と課題

□いじめの重大事態の発生件数は減少傾向にあり、各学校においていじめに対する理解や早期対応が組織的に進められていると考えられる。

□これまで多かったネットいじめに起因する重大事態はR6は0件であった。

■被害生徒の保護者の訴えにより学校が初めて事案を把握するケースが多い（R6：6件）。周囲の大人が気付きにくいいじめもあるため、子どものサインを見逃さず、組織的な早期発見・対応を継続的に行うことが必要である。

■重大事態には至っていないが、悪質ないじめ（ネットいじめを含む）は依然発生しており、今後も警察等、関係機関と連携した対応が必要である。

R8以降の主な取組

NEW いじめ重大事態に関する基本的な対応チェックリストの活用（資料3-2）

⇒重大事態の未然防止や重大事態に至ったとしても早期対応がなされるよう平時からの備えとして文部科学省のチェックリストの取組を徹底する。各学校の取組状況を県が把握し、指導・助言を行い、全ての項目について取り組んでいる学校を100%にする。
※実施率100%の項目 R6：5項目/12項目

拡 「SOSの出し方教育」の強化

⇒発見しづらいネットトラブルが小学校からも多く報告されていることから、市町村を指定し、小中学校9年間で系統的に「SOSの出し方教育」を実施し、援助希求力の育成を図る。併せて実践事例を系統立ててまとめたデジタルツールブックを作成し、取組を県内に拡大していく。

○管理職を対象とした研修の実施

⇒いじめの認知のあり方や組織的対応など基本的理解を図り、いじめ認知0件の学校を減少させる。
※R6いじめ認知0件の学校：25.6%

「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（文部科学省）のチェックリスト
を活用した平時からの備えに関する点検項目

チェックリスト	
①	年度初めの職員会議や教員研修等の実施により、全ての教職員は、学校いじめ防止基本方針はもとより、法や基本方針等についても理解し、重大事態とは何か、重大事態に対してどう対処すべきかなどについて認識している。
②	実際に重大事態が発生した場合には、校長がリーダーシップを発揮し、学校いじめ対策組織を活用しつつ、各教職員が適切に役割分担を行い、連携して対応できる体制を整えている。
③	学校いじめ防止基本方針について、入学時・各年度の開始時に児童生徒、保護者、関係機関等に説明している。
④	学校いじめ対策組織について、次のような対応を適切に行えるよう、平時から実効的な組織体制を整えている。 ・学校におけるいじめの防止及び早期発見・早期対応に関する措置を実効的・組織的に行うこと ・法第23条第2項に基づいていじめの疑いがある場合の調査等を行うこと ・重大事態の申立てがあった場合の確認等の役割を担うこと など
⑤	校長のリーダーシップの下、生徒指導主事等を中心として組織的な支援及び指導体制を構築した上で、学校いじめ防止基本方針に定める年間計画において定例会議の開催等を位置付け、その中で、学校いじめ対策組織が重大事態の発生を防ぐために重要な役割を担っている組織であることを確認するとともに、重大事態が発生した際の適切な対処の在り方について、全ての教職員の理解を深める取組を行っている。
⑥	学校がいじめへの対応で判断に迷う場合等に備えて、迅速に学校の設置者に相談を行うことができるよう連携体制を整えている。
⑦	「学校いじめ対策組織」において会議を開催した際の記録や児童生徒への支援及び指導を行った際の記録を作成し、保存しておく体制を整えている。
⑧	日頃の学校教育活動の中で作成、取得したメモ等をそのままにせず、各学校又はその学校の設置者において定める文書管理規則等に基づいて、適切に管理する体制を整えている。
⑨	様々な情報を効率的に記録し、保存するため、統一のフォーマットの作成等文書管理の仕組みを整えている。
⑩	学校が認知したいじめへの対応を行っている中で、重大な被害が疑われる場合や、欠席が多くなり、不登校につながる可能性が高い児童生徒について、当該児童生徒の保護者に重大事態調査について説明を行い、学校と家庭が連携して児童生徒への支援について方向性を共有できる体制を整えている。
⑪	いじめが犯罪行為に相当し得ると認められる場合には、学校としても、警察への相談・通報を行うことについて、あらかじめ保護者等に対して周知している。
⑫	そもそも、いじめを重大化させないことが重要であり、学校全体でいじめの防止及び早期発見・早期対応に取り組んでいる。

SNS上における暴力行為等の動画の投稿・拡散を受けた 各教育委員会に対する緊急の対応要請について

令和8年1月14日
文部科学省

資料3-3

- 今般の生徒間の暴力行為等の動画の投稿・拡散により、
 - ①安全・安心であるべき学校における**重大な暴力行為・いじめの発生や、**
 - ②**児童生徒が受けている被害を、学校・教育委員会等が十分に把握できていない**といった点への懸念が生じており、また、
 - ③**SNS等におけるエスカレートした投稿・拡散が、誹謗中傷など、新たな人権侵害を生むおそれ**が広がっている。
- 児童生徒の安全・安心を確保することを第一に、各教育委員会において、以下の点について、取り組んでいただきたい。**

①暴力行為・いじめが見過ごされていないか、緊急の確認

- 各学校において、三学期中に、児童生徒へのアンケート調査、1人1台端末を活用した心の健康観察、担任やスクールカウンセラー等による面談の実施等の方法により、見過ごされている暴力行為やいじめがないかについて、改めて確認を行っていただきたいこと**

②暴力行為・いじめを許容せず、児童生徒が声を上げられる環境整備

- 児童生徒の暴力行為・いじめは、決して許されないもの**であり、**暴行罪や傷害罪等の犯罪行為に該当し得ることを、三学期中に、児童生徒に対して改めて指導**いただきたいこと。また、学校としても、暴力行為・いじめに対しては断固たる姿勢で対応することが必要であり、**警察等と連携した対応をためらわないことを学校の方針として明確**にし、その方針を学校内だけでなく、家庭や地域とも共有するなど、**暴力行為・いじめを決して許容しない学校環境を整備**いただきたいこと
- 首長部局と連携し、学校内外の相談窓口の充実、他の関係機関が整備している相談窓口の周知徹底**を図るとともに、担任・養護教諭やスクールカウンセラー等との日常的な関わりを含め、**学校全体として、被害を受けた児童生徒や暴力行為・いじめの現場を見た児童生徒が声を上げやすい環境整備**を進めていただきたいこと

③被害児童生徒の安全確保と心身のケア

○SNS等への投稿・拡散の有無に関わらず、暴力行為・いじめが明らかになった場合は、被害を受けた児童生徒の安全確保を最優先に、心身のケアを直ちに実施し、安全・安心な学習環境の確保を図っていただきたいこと

○事実関係の確認に当たっては、警察と連携して聴き取り等を行うことにより、迅速な確認が可能となる場合があることも踏まえ、事案に応じ警察との連携についても躊躇することなく検討いただきたいこと

④加害児童生徒への毅然とした対応

○SNS等への投稿・拡散の有無に関わらず、暴力行為・いじめを行った児童生徒には、当該行為の内容や状況等を踏まえ、厳正な指導を行うことが必要であり、特に、犯罪行為に該当する暴力行為やいじめについては、警察等の関係機関と連携するとともに、学校教育法に基づく懲戒や出席停止等の措置を含め、毅然とした対応を行っていただきたいこと

○あわせて、加害児童生徒がその行為に及んだ背景や要因を分析した上で、再び暴力行為・いじめに及ぶことのないよう指導を行っていただきたいこと

⑤SNS等による投稿・拡散への対応

○認知されていなかった暴力行為・いじめが、動画によって明らかになった場合には、学校・教育委員会等において、警察等とも連携しつつ、速やかに事実関係を確認するとともに組織的に対応いただきたいこと。とりわけ、SNS等に、暴力行為・いじめの動画とともに個人情報や学校名等が投稿・拡散された場合には、警察等とも連携し、当該学校に通う児童生徒の安全・安心な学習環境の確保に向けて対応に当たっていただきたいこと

○匿名性が高いSNS等におけるエスカレートした投稿・拡散は、誹謗中傷などとして、新たな人権侵害を生むことにつながるため、決して許されるものではない。②で実施をお願いした暴力行為・いじめに関する指導とあわせ、三学期中に、児童生徒に対する情報モラル教育を実施いただきたいこと

今後の国の取組

- いじめ防止対策に関する関係省庁連絡会議の開催（今週中）
- その後、各都道府県・指定都市教育委員会等に対して、通知を発出